

議案第 7 号

岩倉市五条川小学校区統合保育園検討委員会条例の制定について

岩倉市五条川小学校区統合保育園検討委員会条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市五条川小学校区統合保育園検討委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、五条川小学校区統合保育園の基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するための検討を行う岩倉市五条川小学校区統合保育園検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想に盛り込むべき項目及び内容の検討に関すること。
- (2) 基本構想の素案の策定に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 私立の幼稚園、認定こども園等の代表者
- (4) 市民の代表者
- (5) 市の指導保育士並びに岩倉市保育園及び岩倉市子ども発達支援施設の保育士

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条の事項が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育こども未来部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。